放送番組の同時配信等に係る レコード原盤権処理の円滑化について

一般社団法人日本レコード協会 常務理事 高杉 健二

レコード原盤権に関する契約実務(レコード製作者の場合)

放送番組に係るレコード原盤権の処理は、「放送」および「放送用複製」に加え、「同時配信」、「見逃し配信」、「VOD」まで日本レコード協会が一括して集中管理を行っている

下表中、「包括契約」は二次使用料額と包括的利用許諾を一体的に取り決めた契約、「包括許諾契約」は包括的利用許諾のみ取り扱う契約をいう。

(下表の条文番号は特記なき限り著作権法)

		放送		ネット配信		
		放送	放送のための複製 (放送用複製) ¹	同時配信	見逃し配信	VOD
法律	権利	二次使用料請求権 (97条) 2	複製権 3 (96条)	送信可能化権 3 (96条の2)		
	使用料	協議 (97条4項による 95条10項の準用)	(著作権等管理	使用料規程 事業法13条に基づ〈文化庁長官への届出)		
実際の運用	NHK	包括契約 4			包括許諾契約(NI	HKオンデマンド)
	民放	民放連会員社との包括契約		包括許諾	【広告型無料動画配信】 5 民放連会員テレビ社との包括契約	
				契約	【有料配信】包括許諾契約	
	委任(委託) 者数	745社				

- 1 放送番組の国内·国外の放送事業者への提供、番組コンクール等への出品、番組のPR·宣伝活動への利用など
- 2 日本レコード協会のみが請求可能(97条3項に基づく文化庁長官の指定団体)
- 3 日本レコード協会が著作権等管理事業者として管理
- 4 専ら受信料収入を財源として行われる無償のネット配信については、二次使用料・放送用複製に関する包括契約の中で許諾
- 5 放送番組本編の他、番組の一部・ダイジェスト・スピンオフ、放送前の先行配信も許諾することで今年度合意

日本レコード協会の意見

放送番組の同時配信等について、当協会は、2006年にレコード送信可能化権の集中管理を開始し、 その枠組みの下でNHK・民放等の放送番組配信は安定的に実施されている。

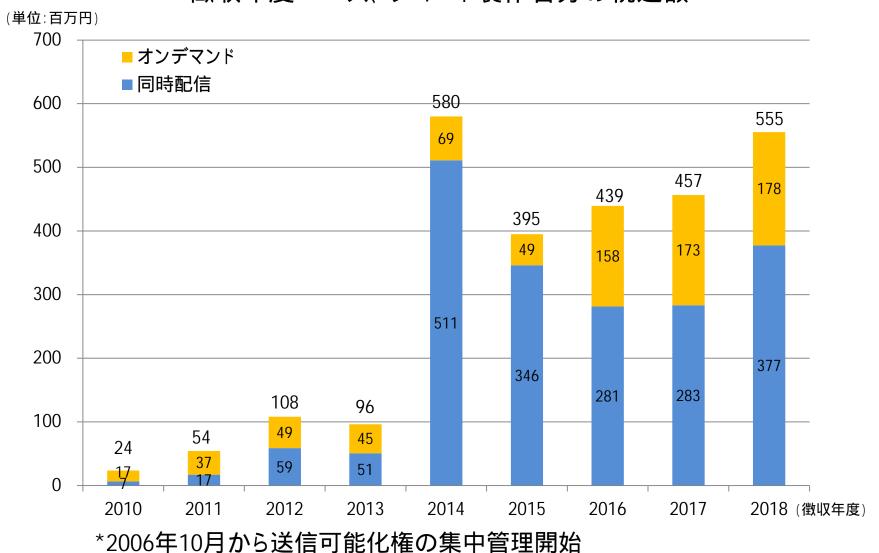
従って、許諾権の切下げは不要であり、現行法の下、引き続き、集中管理を促進していくことが 権利者・利用者双方の利益に適うものと考える。

惟利省・利用省双万の利益に適つものと考える。						
氏家様のご提案	当協会の意見					
配信には放送とは別に 許諾が必要 簡素な権利処理	NHK: 放送と同時・見逃し配信一体の包括契約を締結済。 民放: 放送と無料見逃し配信一体の包括契約で合意済。 (要望があれば同時配信を含めた包括契約も対応可能) NHK・民放とも2017年からテレビ放送番組の海外での ストリーム配信の許諾を包括契約に盛り込み済。					
権利者団体に属さない アウトサイダー 拡大集中許諾制度の導入	レコードについてアウトサイダーの割合は数パーセントと高〈な〈 大きな障害にはなっていないと考えるが、検討することは賛成。					
連絡の取れない権利者 裁定制度の改善	レコードについて連絡の取れない権利者は多くなく、裁定制度の 検討賛成 利用実績はほとんどない(30年間で1件)。近年、裁定制度の改善 は図られてきているが、さらに必要な見直しを検討することは賛成。					
番組のネット配信が 阻害される契約 放送局と権利者の契約に 標準約款を導入	実現済 レコード協会と放送事業者との間で、番組ネット配信に関する 包括契約又は包括許諾契約を締結済。					
ローカル局には権利処理 実務の経験や知識がない ローカル局への	- ラジオ: 「radiko」を通じローカル局参加済。 - テレビ: 広告型無料動画配信(TVerなど)に関し、今年度から 民放連会員テレビ社と包括契約締結で合意。					

権利処理支援

(要望があれば同時配信を含めた包括契約も対応可能)

放送番組ネット配信に係る レコード送信可能化使用料の徴収実績推移 <徴収年度ベース、レコード製作者分の税込額 >



レコード原盤権の管理受託実務(レコード製作者の場合)

